



11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」
将来のために考えよう 私たちの年金



自分の年金記録や年金受給見込み額を確認し、改めて年金について考えてみましょう。

公的年金制度とは

公的年金制度は▷老後を迎える人▷病気やけがで障がいが残った人▷生計を維持していた人に先立たれた人などを、みんなで支え合う仕組みです。公的年金の保険料を納めることで、年金を受け取れます。

公的年金制度には、国民年金(基礎年金)と厚生

年金保険があります。国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人加入する制度です。厚生年金保険は、会社員や公務員が加入する保険で、事業所ごとに加入します。厚生年金保険の加入者は、同時に国民年金にも加入していることになります。

加入者の種類

国民年金の加入者を被保険者と言い、その種類は第1号～第3号に分かれます。

■第1号被保険者

自営業者や学生など(第2号および第3号被保険者以外の人)

■第2号被保険者

会社員や公務員などで厚生年金保険に加入している人

■第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている妻または夫

公的年金の給付の種類

公的年金の給付の種類は次の三つです。

■老齢年金

原則、65歳から生涯にわたり受け取ることができます。

■障害年金

病気やけがによって障がいがあり、生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができます。障がいの原因となった病気やけがで初めて診療を受けたと

きの年金の加入状況や納付状況などによって、「障害基礎年金」「障害厚生年金」のいずれか、または両方の年金が受け取れます。

■遺族年金

一家の働き手や年金を受け取っている人などが亡くなった場合に、その家族が受け取ることができます。亡くなった人の年金の加入状況や納付状況などによって、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金が受け取れます。

保険料の納付を忘れずに

国民年金第1号被保険者が国民年金保険料を納めていないと、年金を受け取れない場合があります。年金制度への加入と保険料の納付を確実に行いましょう。納め方には、金融機関やコンビニエンスストアで納付書を添えて納める現金納付、口座振替、クレジットカード納付などがあります。

■保険料の納付が難しいときは

経済的な事情などで保険料を納めることが困難なときは、申請により納付が免除または猶予される

制度があります。

ただし、保険料の免除または猶予を受けると、将来受け取る年金額が少なくなります。そこで、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」制度を利用することで、免除制度などを活用せずに保険料を納めた場合と同じ年金額を受け取ることができます。生活にゆとりができれば、追納をお勧めします。

スマートフォンアプリでも納付できます

2月20日から、新たにスマートフォンアプリを使用した電子決済での納付もできるようになりました。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



【問い合わせ】

▷本館国保医療課(☎41-3585)▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)▷花巻年金事務所での相談・手続きの予約(予約受付専用電話☎0570-05-4890)▷花巻年金事務所(☎23-3351)



11月9日～15日は
秋季全国火災予防運動

【問い合わせ】
消防本部予防課
(☎22-6123)

2023年度全国統一防火標語
『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、普段の生活の中で注意すべきことを確認しましょう。

市内における火災発生状況

本年1月1日～8月31日の間、市内では22件の火災が発生しました。昨年同期に比べ、建物火災の発生件数が増加しています。

1月1日～8月31日における火災発生状況

区分	件数	前年比
建物火災	16	+9
林野火災	1	-2
車両火災	1	-4
その他火災	4	-2
計	22	+1
死者数	1	-1
負傷者数	0	-7

着衣着火に注意

寒くなり、厚着をする季節は、着ている衣服に火が付く「着衣着火」に注意が必要です。仏壇の供え物を代えようとしてろうそくか

ら袖口に引火したり、ガスこんろの奥にある物を取ろうとして衣服の脇の下に引火したりするなど、ちょっとした不注意から発生しています。服の素材や火からの距離に気を付けましょう。防炎加工の腕抜きやエプロンを使用することも効果的です。



市内の火災情報は災害情報案内テレホンサービスへ

災害情報案内(☎050-1807-4419)では、花巻市管内で火災などが発生したときに、消防車両が出勤している場所と災害情報を、音声案内でお伝えします。
※通話料は、利用者負担となります



岩手県幼少年婦人防火委員会
会長表彰を受賞しました

【問い合わせ】
消防本部予防課(☎22-6123)

本年度、新堀1区少年消防クラブと花巻市石鳥谷町婦人消防協力隊が、それぞれの活動などを評価され、岩手県幼少年婦人防火委員会会長表彰を受賞。表彰状と記念品が贈呈されました。

この表彰は、同委員会が火災予防活動の推進のため、県内の優良な▶幼年消防クラブ▶少年消防クラブ▶婦人消防協力隊▶少年消防クラブ指導者一を表彰するものです。

新堀1区少年消防クラブ



昭和63年5月1日に結成。長期にわたり地元消防団と協力して年6回の防火広報を行い、火災予防意識の高揚と地域住民の防火思想の普及に貢献しています。

花巻市石鳥谷町婦人消防協力隊



地域の防火広報、一般家庭防火査察、消防団との訓練などを通じて、地域住民の防火意識の高揚啓発に努め積極的に活動。火災のない安心安全な地域づくりに貢献しています。